

福岡市長 宛

## 「福岡エコ運動協力店」登録申込書

福岡エコ運動協力店登録実施要領に基づき、「福岡エコ運動協力店」への登録を申し込みます。

同要領第3条に定める事項の確認のため福岡市が必要な行政機関への照会を行うこと、及び本書に記載する基本情報(店舗代表者名・担当者名を除く)と取組内容について福岡市のホームページ等に掲載することについて承諾します。

また、当方は飲酒運転撲滅に関して、「飲酒運転撲滅宣言企業」や「飲酒運転撲滅宣言の店」への登録、または、ポスター掲示やその他(従業員への唱和や顧客への呼びかけ等)の取り組みを行っています。

## 1 基本情報(店舗が複数ある場合は、別途一覧表を添付してください。)

店舗名	レストランふくおか		
店舗所在地	福岡市 中央区 天神1丁目8-1		
店舗代表者情報	ふりがな	ふくおか たろう	性別 [ <input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ 女 ]
	氏名	福岡 太郎	生年月日 [ T・S・H 40年 1月 1日 ]
店舗の電話番号	092-711-4039	営業時間	18時~翌1時
店舗のホームページ	http://www.ooo.lg.jp	定休日	日曜日
飲食店等の種類	<input type="checkbox"/> 居酒屋・バー <input checked="" type="checkbox"/> 一般食堂・レストラン <input type="checkbox"/> 日本料理 <input type="checkbox"/> 西洋料理 <input type="checkbox"/> 中華料理 <input type="checkbox"/> 寿司 <input type="checkbox"/> ラーメン <input type="checkbox"/> そば・うどん <input type="checkbox"/> 焼肉・韓国料理 <input type="checkbox"/> カフェ・スイーツ <input type="checkbox"/> ホテル・旅館 <input checked="" type="checkbox"/> 食品小売店等(菓子屋・パン屋・惣菜店等) <input type="checkbox"/> その他( )		
担当者	担当者名:福岡 太郎	メールアドレス:ooo@ooo.lg.jp	
連絡先	電話:092-711-4039	FAX:092-711-5907	

## 2 取組内容(該当する項目に☑をつけてください。複数選択可。取組内容は自由に記載してください。)

飲食店・ホテル・宿泊施設	食品小売店等 <sup>※1</sup>
<input checked="" type="checkbox"/> 適量メニュー等の導入 《取組内容》ご飯の小盛対応可能、-halfサイズメニューを導入等	<input checked="" type="checkbox"/> 手つかず食品 <sup>※2</sup> の削減につながる販売の取り組み 《取組内容》ばら売り、量り売り、少量パックによる販売、閉店間際の割引販売、フードシェアリングサービスの利用 等
<input checked="" type="checkbox"/> 食べ残し削減の呼びかけ 《取組内容》注文時に呼びかけを行う、宴会等での食べきりの呼びかけを行う 等	<input checked="" type="checkbox"/> 食材の発注、惣菜等の製造・調理段階での取り組み 《取組内容》過剰除去等の調理くず削減、ICTやAI等を活用した需要予測システムによる発注・製造量調整 等
<input checked="" type="checkbox"/> 店舗でのポスター等の掲示による啓発活動 《取組内容》ポスターを店内に掲示して啓発を行う 等	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗でのポスター掲示等による啓発活動 《取組内容》ポスターの掲示、店内放送 等
<input checked="" type="checkbox"/> 持ち帰りへの対応 《取組内容》持ち帰りを希望されるお客様へドギーバックの提供を行う 等	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の食品ロスを削減する独自の取り組み 《取組内容》イートインコーナー等での取り組み、フードバンクへの寄付、食品リサイクルの推進 等
<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の食品ロスを削減する独自の取り組み 《取組内容》メニューや箸入れに食べ残しゼロの呼びかけを印刷、食材が余らないメニューの開発、仕入れの工夫、フードシェアリングサービスの利用、フードバンクへの寄付、残さず食べたお客様へのサービス進呈 等	※1 小売店等とは、食品の小売りを業として行う食品スーパー等の小売店、及び製造した商品をもその場所で販売する店(菓子屋、パン屋、惣菜店等) ※2 手つかず食品とは、賞味・消費期限切れ等により料理の食材として使用又は食品として販売されずに直接廃棄されたもの。

## 【福岡県への登録について】

本書の申込みにより、福岡県の「福岡県食品ロス削減県民運動協力店(食べもの余らせん隊)」としても登録することができます。登録を希望する場合は、右の欄に○を付けてください。登録された場合は福岡市とは別に福岡県から連絡等がある場合があります。

